### 教育民生建設観光委員会会議録

- 1.日 時 平成24年12月10日(月曜日) 午前9時29分~午後0時10分
- 2.場 所委員会室
- 3. 出席委員 岩 本 明 央 委員長 俵 董 副委員長 朗 委 徳 並 伍 委 員 下 井 克 己 員 代 萬 泰 生 委 降 員 出 Ш 委 員 枝 秀 稔 委 野 智 和委 秋 員 猶 員
  - 秋 山 哲 朗 議 長
- 4.欠席委員 荒山光広委 員
- 5. 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 岩 崎 敏 行 議会事務局補佐岡 崎 基 代 議会事務局主査

6.説明のため出席した者の職氏名

篠

田

洋

司

村  $\blacksquare$ 弘 司 長 林 繁 美副 市 툱 市 冨 文 長 山 田 悦 子 永 康 教 教育委員会事務局長 育 末 益 正 美 教育委員会事務局教育総務課長 佐々木 彰 宣 教育委員会事務局社会教育課長 橋 文 **厷住** 教育委員会事務局文化財保護課長 内 藤 瞖 治 高 教育委員会事務局体育振興課長 杉原 福  $\blacksquare$ 和 司 市民福祉部長 功 市民福祉部市民課長 克 上 孝 出 藤 昌 市民福祉部生活環境課長 井 志 市民福祉部健康増進課長 栄 三 浦 洋 市民福祉部地域福祉課長 白 井 次 市民福祉部高齢福祉課長 介 伊 康 松 野 哲 治 藤 文 建設経済部長 建設経済部次長 西 田 良 平 建設経済部農林課長 河村 充 展 建設経済部商工労働課長 義 濹 和 大 野 **昭** 総合観光部観光総務課長 藤 昭 総合観光部長 敦 坂 田 文 綿 谷 朗 総合観光部観光振興課長 和 消 防 長 勝 西 出 博 和 消防本部次長 末 藤 巳 農業委員会事務局長

総合政策部行政改革推進室長

午前9時29分開会

委員長(岩本明央君) おはようございます。只今より教育民生建設観光委員会を 開会いたします。市長さんご報告等ございますか。

市長(村田弘司君) いいえ、ございません。よろしくお願いします。

委員長(岩本明央君) 議長さん。ご報告等ございますか。

議長(秋山哲朗) 特にございません。よろしくお願いします。

委員長(岩本明央君) 委員の皆さん何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 執行部の皆さんよろしくお願いします。委員のみなさんよ るしくお願いします。

先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案37件につきまして審査をいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

審査の順はお手元の次第によりまして行いたいと思います。よろしくお願いいた します。

それでは最初に議案第11号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題 といたします。執行部より説明を求めます。末益教育総務課長。

教育委員会事務局教育総務課長(末益正美君) それでは議案の11ページ - 1になります。議案第11号であります。参考資料では7ページになります。お開き頂ければと思います。

美祢市立小学校設置条例を一部改正するものでございます。この度の改正は田代小学校におきまして、平成25年度から通学する児童が見込めないということから、平成25年3月31日をもって学校を廃止するため、美祢市立小学校設置条例の一部を改正するものであります。参考資料の7ページの新旧対照表をご覧下さい。別表第2条関係でございますが、この表の中の美祢市立田代小学校を削除するものでございます。なお、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

## [「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第11号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

### 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のと おり可決されました。

次に議案第12号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) それでは議案第12号美祢市国民健康保険税 条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書の12-1をお開き下さい。この度の改正は、国民健康保険税の課税額にかかる税率の改定並びに保険税の納期を改正するものでございます。

平成20年の合併協議において、現行の保険税を決定しております。この協議の中で保険税を低い額に設定しており、予想される赤字については繰越金及び基金で対応して行く、その後基金等の状況を見据え税率の見直しを図るとしておりました。

当時基金は6億円を超えており、平成21年度には約1億1,800万円、平成22年度には3,000万円の基金を取り崩し、平成22年度決算後の基金残高は約4億8,600万円ございました。しかしながら、高齢化、医療の高度化などによる医療費の増嵩から平成23年度には単年度経常収支の赤字も多額となり、基金を2億3,000万円取り崩し、決算後の基金残高は2億5,668万6,000円となりました。今年度も予算通りの1億3,000万円を取り崩した後は、基金は約1億3,000万円となる見込みでございます。

今後も医療の高度化などによる医療費の増加も見込まれることから、今年度国保税の改定について検討し、10月に開催いたしました国民健康保険運営協議会で国保財政の安定化に向け、この対策として平成25年度からの国保税改定は必要である。また同年度での単年度赤字が出ないような保険税率とすることとの答申を受け、これを踏まえた税率改定としております。

美祢市議会定例会参考資料の8ページをお開き下さい。新旧対照表により条例の

改正についてご説明いたします。

国民健康保険税には医療費に関係する基礎課税額、後期高齢医療制度への支援金に充てる後期高齢者支援金等課税額及び40歳から64歳までの介護保険加入者に課税されます介護納付金課税額の三つの区分がございます。更にそれぞれの課税額には一人当たりにかかる均等割、世帯にかかる平等割り、固定資産税を基に計算いたします資産割及び所得を基に計算いたします所得割の四種類がございます。

まず基礎課税額の改定についてご説明いたします。第3条でございます。ここでは所得割額の税率を100分の6.2から100分の8.0に改定しております。以下、同じように4条におきましては、資産割の税額を100分の15.9から100分の20.4に、5条では均等割額を2万円から2万5,400円に、5条の2では平等割額を2万2,000円から2万8,000円に改定しております。なお、他の世帯が後期高齢者医療制度へ移行して国保の被保険者でなくなったため、一人だけが国保に残った世帯、これを特定世帯と申しますが、この特定世帯については1万1,000円を1万4,000円に改定しております。

次に、後期高齢者支援金等課税額については、6条から7条の間で所得割額の税率を100の1.7から100分の2.6に、資産割の税率を100の4.1から100分の6.4に、均等割額を5,000円から8,000円に、特定世帯以外の世帯の平等割額を6,000円から8,800円に、特定世帯の平等割額を3,000円から4,400円に改定しております。

次に、介護納付金課税額については8条から9条の3までです。所得割の税率を100分の1.8から100分の2.8に、資産割額の税率を100分の5.5から100分の7.2に、均等割額を6,400円から9,000円に、平等割額を5,400円から8,000円に改定しております。

次に、第12条では納期を1期増やしております。次のページをお開き下さい。 これまで8期でありました納期を9期に改正しております。第23条以降につきま しては、均等割額及び平等割額の軽減額の改定でございます。軽減割合は世帯の所 得に応じまして7割、5割、2割の軽減がございます。

12ページをお開き下さい。附則の部分でございます。施行日につきましては、25年4月1日、この改正は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとして

おります。以上で説明終わります。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) それではですね。もう本会議場においては、今回国保税の財政の安定化に向けてということで、諮問委員会でそして答申を受けたということで、今回国保税の結構大幅な国保税の増加という形になったわけでありますけれども、それに伴って結構所得の少ない方に関しては分納が増えて来るからということで、そういった今後対応をしっかりとして頂きたいということは、もうすでに本会議場でお願いしたところでございます。

それに伴って今後説明にもあったんですけれども、山口県における、この医療費は全国に9番目に医療機関における医療費が高いというこういった説明もありました。特に山口県は全国で一番高かったかな。それで70歳から75歳の方が病気にかかる率も高い。特に生活習慣病からくる脳血栓、また循環機能による病気が増えるということでありました。そういうことで、今65歳以上になって生活習慣病が元で、今のような循環器系の疾患による病気が非常に発生してる。

こういった中でいろいろ行政としても定期的な検診を進められているとは思っております。それで、そういったところのものを特に血液検査等で悪かった方に関しては、徹底的に元気になっていただく、そういった悪い指数が出たらしっかりと指導、生活上の生活習慣病で悪い傾向の人をしっかりと治していくと。そして薬を医療機関からどんどんどん出さないようにしていくということは理想的であるとは思っております。そういったところのものは、行政として定期検診された方で非常に血液検査等で悪かった場合に、そういった方をしっかりと健康増進課ですかね、そういったところ、行政によっては呉市などはそういった定期検診で結果が悪かった人に対しては、その生活習慣病、食生活すごく指導して、それによって医療機関にかからないように、そういった形での動きをしてる。行政の動きをしてるということで、薬とそして医療機関にかかって来てる人が、それによって非常に減ってきてるということを聞いております。

そういったところの取り組みについて、美祢市としてはどのような対応している のかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。 委員長(岩本明央君) はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) 岡山委員のご質問にお答えいたします。今、特定健康診査のお話が出たのですが、これにつきましてはその結果を見まして、その中身の中に動機づけ支援というのと積極的支援という形の区分に分けまして、それぞれその方達に指導していくという制度がございます。

これにつきましては、健康増進課及び美祢市立病院のほうでそういう対象者に対する教室等開いて頂きまして、長い期間になりますが、その間に食生活及び病気に対する対応の仕方などについても説明させて頂くという制度を利用させて頂いております。これは国保のほうから通知を差し上げまして、ご本人の意向に沿いまして教室を利用して頂くという方法でございます。

それとほかに健康のための運動教室というのも開いております。美祢市であれば 水中運動教室ということで、ウォークを主にした動きによりまして、その体調等を 整えて頂く、これにも保健師等も一緒にやっておりまして、血圧を測りながら状況 を見ながらという、そういう運動教室もやってるところでございます。以上でござ います。

委員長(岩本明央君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) それぞれ取り組みをされてると思いますけれども、特に健康 増進課、そういったところは頑張ってるとは思っておりますけれども、もう少し私 は当然特定検診等で結果の悪い方に対しては、しっかりと悪くならないように指導 していくことは大事、それ以外にも普通の方に対しても検診は受けないけれども、 もう少しですねそういう病気にかからないような、そういったところのものをしっ かりといろいろ活動されてると思いますけれども、どうか呉市の例があります。非 常に指導をしっかりと血液検査で悪いところの部分に対しては薬に頼らないよう に、その病気をしっかりと悪い状態から健全な方向にしっかりと食生活と、そして 当然運動等の機能回復もありますけれども、そういったところのものを個人個人に 合わせて非常に明確にやっているということを聞いておりますので、そういったと ころのものをしっかりと推し進めて、今のままではなかなか美祢市における医療機 関にかかっている方、薬を使用されてる方というのは非常に高い状況が続いており ますので、その辺について、呉市の先進的なそういった健康増進における取り組み については何らかの形で参考等されてるのでしょうか、この点についてお尋ねした いと思います。

委員長(岩本明央君) はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) 岡山委員のご質問にお答えいたします。 どこの市の参考にということではございませんが、まず一点として平成22年度にいきいき美祢健康21計画を策定をいたしました。これは全国的に国のほうで食育を含めた健康増進計画を作ろうというのがございまして、美祢市でも策定いたしました。その中で、とりわけ受診率、先程申されました検診の受診率の向上、それから食育の推進、それから運動の推進とかいろいろ項目を定めました。

昨年度から具体的な実践を行っておりますけれども、特にまずは検診を受けて頂くということを行います。その後、検診の結果として要検査とか要診査の結果が出た方につきましては、基本的に保健師がその方を訪問いたしまして、是非次の検査を受けて頂くということも推奨をしております。

それから先程杉原課長言いましたように、国保の中では特定保健指導とかやっておりますので、それについても勧奨して受けて頂くということを進めているところでございます。

一方で健康づくりという点では、美祢市はちょっと病気の種類として、一つは酒の障害と言いますか、アルコールの関係の肝障害とか、ちょっとほかよりは高いというのが結果として出ておりますので、そのあたり中心に進めて行こうというふうに考えております。

一方体育のほうでもウォーキングは進めて来ておりますけども、健康づくりのためにやはり歩くというのが、特にお年寄りについては一度こけたりしてやられますと寝たきりの状態になるとかいろんなことがありますので、特にウォーキングは推奨して、今年度更にウォーキング教室の回数を増やし、先般は初めてウォーキング大会を約50名の参加で行ったとこでございます。

やはりこういった地道な取り組みをいかに進めていくかということが、岡山委員 おっしゃるように、やはり健康づくりを進めていく上では一番大事だと思ってます ので、今からもっとこれの取り組みを進めていきたいと思っているところでござい ます。

但し、なかなか個々のことになりますので、勧めてもされないということとかも あったりして、やっぱりやっていく上では保健師は相当苦労しながらやってます が、何とかそういう方向性で今進めてます。

一方で社会福祉協議会などと協力いたしまして、各地区に高齢者のサロンというのを設けております。このサロンを定期的に保健師が訪問いたしまして、その中で健康のために血圧測定やいろんなこともやったり、あるいはその地域での料理を作って試してみたり、あるいは男性に対しても、男性の料理教室というものを開催して、先般も二十数名でしたか、最近参加者が増えております。その中で食育について、食生活について考えていただくという活動を進めておるところでございます。

そのほか禁煙に対しての勧めとかいろいろやっておりますが、これがすぐ特効薬 として出るとは思いませんが、今進めている活動を幅広くしていきたいと思ってる ところでございます。

なお若い人に対しての今からの取り組みを進めるということで、来年度以降美祢 市内にあります事業所にも連携をして、国保加入外の事業所で働いていらっしゃる 皆さんへの取り組みも、共同して行うということを計画しておるところでございま す。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) それぞれもう65歳とかなって、自身のいろいろ血液検査とかいろいろ生活習慣病で数字が悪くなって、そういったとこのものというのは、私は本人のお話がありましたけど、意思も非常に大事なんですけど、しっかりと食生活を本人が自ら直していくという意思がないと駄目であって、それをしっかりと手助けする行政のそういった力添えといいますか、そういったところのものが私は必要であると思います。

そういったことで、さっきも美祢市にあってはアルコールかなり依存してる方もおられるということもありましたけれども、私もよくいうんですけども血液のヘモグロビンA1Cが一時6.3とかなって、なかなかそういったところ脱出するに当たってちょっと食生活を直していったりとか、アルコールはノンアルコールに替えたとか、その辺をしっかりとやって行かなければ良くならない。今正常値に戻ったんですけれども、そういったところもかなり私はそういったところまで、呉市の例はそういったところの方に対してしっかりと指導といいますか、そういうことを組み込んでやってるということもお聞きしております。

そういったところを今先進的などういった例があるかということで、お尋ねした

んでありますけれども、そういったお答えがなかったわけでありますけれども、その辺は美祢市にとっても、それと類することをやってるという答えでしたけれども、今後も一歩深くそういったところも参考しながらより一層尽力されまして、国民健康保険税が少しでも削減できるような、そういったところを市民課ともタイアップしながら進めて頂きたい。これをお願いして私の質問を終わります。

委員長(岩本明央君) これは答弁いりますか。(「いりません」と呼ぶ者あり) そのほか質疑はございませんか。はい、萬代委員。

委員(萬代泰生君) 先だってから、この問題についていろいろと議員間同士で話があるんですけど、ただ今こういう状態なって今までの積立基金が失われた。そういう会計が危機状態になるんだという話がありましたけれども、美祢市内の患者の病名の上位から3番目ぐらい、一番目は何なのか、病名をちょっと教えて頂きたいと思います。

それともう一つ、がん検診のことについて大変一生懸命なさっておられると思うんですけど、そのがん検診の受診率が最近どういう状態になっているのか、そこら辺をお答え頂きたい。

もう一点すいません。そういう状態であれば何を目標に P R をしておられるのか。その三点を纏めてで結構ですが、教えて頂きたいというふうに思います。

委員長(岩本明央君) 今三点質問がありました。はい、福田部長。

市民福祉部長(福田和司君) 萬代委員のご質問でございますが、三点の病名も含めまして正確なところを説明させて頂きたいと思っておりますので、後程ご報告のほうさせて頂けたらと思います。

委員長(岩本明央君) 三点全部。(発言する者あり)萬代委員それでよろしいで すね。後程。(発言する者あり)ほかに質疑は。はい、秋枝委員。

委員(秋枝秀稔君) 本当は聞くところ資料いただきますと県下の市で一番一人当たりの医療費が高いと。逆に今度は一人当たりの保険料は一番低いということで、 これは早晩行き詰まるんだろうなというふうな思いをしております。

それは先おきまして、ちょっとお聞きしたいんですが、20年度の基金残高が6億3,100万というふうに資料いただいておりますが、これはあれですか各旧市町別だったら、市町別の基金残高というのは分かりますか。それと積立金が。もし分かれば教えて頂きたいがというふうに思いますが。

委員長(岩本明央君) 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) それでは秋枝委員のご質問にお答えいたします。合併前の数字になりますが、平成19年度ということで、その時点での基金残高でございます。

旧美祢市におきましては、2億2,230万4,052円、美東町におきましては、2億2,274万2,517円、秋芳町におきましては、1億8,368万9,923円でございます。ですから今言われました6億3,000万円とは合計して違いますが、19年度という数字になります。以上です。

委員長(岩本明央君) よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。特に反対 意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第12号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) それでは議案書の13-1ページをお開き下さい。

議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてでございます。本条例は、合併後二つの病院のあり方検討会や、地域医療推進協議会での検討を通じ、昨年度制定いたしました美祢市の地域医療を守り育てる条例及び美祢市の地域医療を守り育てる計画に基づき、深刻な医療技術者の確保、特に看護師の確保のために制定するものです。

まず、目的ですが、第1条で将来美祢市内の医療機関等において、看護師の業務 に従事しようとする者に奨学金を貸し付けることにより、看護師の養成と確保を図 り、地域医療の維持と向上に寄与するとしております。

次に資格ですが、第2条で保健師助産師看護師法に規定する文部科学大臣の指定 した学校教育法に基づく大学若しくは学校または厚生労働大臣の指定した看護師養 成所に在学しているもので、成績が優れている等で卒業後市内の医療機関等で、看 護師として勤務する意思を有しているものとしています。

第3条、4条で申請と決定について定めております。奨学金の額でございますが、第5条で予算の範囲内において、月額5万円とし、無利子としております。

次に貸付期間についてですが、第6条で貸付の決定した日の属する月から正規の 就学期間を終了する月までとしております。

また第7条で休学や申し出があった場合の奨学金の貸付停止について定めております。

13-2ページにありますが、第8条でございますが、奨学金の貸付を廃止するケース、これを7項目ほど定めております。死亡した場合、学校等退学した時、成績不良等その他定めております。

第9条と第10条では奨学金の返還と返還猶予について定めております。基本的には貸付期間満了後に一括償還という形にしておりますが、市内の医療機関に勤務している場合、更に学校等に在学中や疾病等による事情により、返還猶予ができることとしております。

第11条では返還の免除として、市内の医療機関等に勤務中に死亡した場合と貸付を受けた期間の1.5倍の期間、例えば4年間貸付を受けた場合は、6年間市内の医療機関に勤務した場合としております。これを返還免除の対象でございます。

第12条では、延滞利息について定めております。

なお、第13条で、この条例の施行について必要な事項を規則で定めることにい たしております。

また、施行は平成25年4月1日としておりますが、本条例が可決されれば、早 速広報等で周知を図りたいと存じておりますので、よろしくご審議をお願いいたし ます。以上です。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 本条例におきましては、この美祢市看護師奨学金貸付につい

てですけど、この貸付を受けたいという方が想定外にかなり人数が多いかった場合、何人程度まで奨学金の貸付をこれを受けることができるか。同時にまた奨学金の返還ということで、その方が受けて、そして学校も卒業して看護師になって、そういった方がもし行方不明とかなった場合とか、あんまりないんでしょうけど、それで掌握できなかった場合には、その親御さんがそれを返還していくんかどうか、この二点についてお尋ねしたいと思います。

委員長(岩本明央君) はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) 岡山委員のご質問にお答えいたします。 まず人数のことですが、現在新年度の予算に向けて準備を進めているところでございます。 概ね現在の想定では5名ということで考えております。 当然人数が予想よりも増えることは予想されますが、予算のこともございますので、 当然審査会を別に規則で定めて、その中で優先順位を絞っていくという形になろうかと思っております。

それから年度途中で行方不明とかいろいろありましたけれども、一応連帯保証人を家族、それから家族以外ということで立てて頂いて申請をして頂くように、実際の貸付の時にやるように計画をいたしておりますので、もし本人にそういうことが起こりましたら、その保証人の中で把握をしたいと。ただほかの県とか周防大島に聞いてみますと、そういう形での今問題は起こってないと。ただ県の定めてる中では受けた人の県の制度では、卒業後山口県内の200床以下の病院に勤めた看護師というふうに規定をしてますけれども、奨学金受けられた方の9割がほとんどその対象になる。1割が200床以上の病院に勤められたという、あるいは県外でということで返還をされたというケースがあるというふうには聞いております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 新年度予算で今奨学金の貸付については5名程度というお話もありました。それはそれぞれの大きい都市にあっては、またその受入人数も変わってくるんでしょうけれども、いずれにしても非常に皆さん優秀な方でですね、例えば7、8名ぐらい、5名ではなくて8名ぐらいなってしまったと。みんな貸し付けしてあげたいという形があった場合、その辺は5名という枠がこれには記述されていませんけれども、それについては多少の憂慮されるかどうか、これについてお

尋ねしたいと思います。

委員長(岩本明央君) はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) 先程も言いましたように来年度の予算にいまから詰めていくところでございます。これらの事務サイドでは一応5名、一人60万円で300万円の予算を確保しようということで、いろいろ協議をしております。岡山委員さんが言われる状態が起こった時にどうするかでございますが、どうしてもそれだけの人数が確保しなければならないということもこちら側の考えもありますので、そこは実情に応じて、もし財政的な余裕があればですが、そういうことも考えられると思いますが、当面はやはり5名という形でいろいろご希望もありこちらも心苦しいんですが、全部に答えるというわけにはいかないと思いますので、そこは財政状況も勘案しながら検討する課題だなと思っておりますので、その時はよろしくお願いいたします。

委員長(岩本明央君) 岡山委員よろしいですか。(発言する者あり)そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、議案第13号美祢市看護師奨学金貸付条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のと おり可決されました。

次に議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を 求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長(白井栄次君) それでは続きまして、議案第14号美祢 市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条 例の制定についてをご説明いたしたいと思いますが、この議案につきましては、こ の次の議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてと関連がございますので、合わせてご説明をさせていただければと思います。よろしゅうございましょうか。 委員長(岩本明央君) 皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) はい、そのようにお願いします。

市民福祉部高齢福祉課長(白井栄次君) ありがとうございます。それでは議案書につきましては14-1ページからでございます。

この二つの条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権推進一括法及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまで厚生労働省令で規定をしておりました地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を条例で定めることとなったために制定をするものでございます。

条例の内容につきましては、新たに示された厚生労働省令等で定める基準を基に 定めることとなりますけれども、その基準の条例に対する拘束力は、従うべき基 準、標準とする基準、そして参酌すべき基準の三つに分類をされ、従うべき基準と 標準とする基準に該当するものは国の基準どおり定めることとしておりますけれど も、参酌すべき標準に該当するものについては、一部、市の独自基準とすることと しております。

市の独自基準といたすものにつきましては2点ほどございます。まず1点目は、非常災害対策についてでございます。防災マニュアルの策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せすると。これとともに、第2点目として、地域密着型介護老人福祉施設の一つの居室の定員について、国の基準では最大2名であるところを、美祢市においては4名と規定をしているところであります。なお、これらの独自基準につきましては、山口県が定める介護サービス等の基準を定める条例で規定する内容をおおむね準用しております。これは、介護サービス等の基準を県内でおおむね標準化した運用を行うことが、被保険者にとっても事業者にとっても望ましいという判断から行うものでございます。

なお、施行期日は、平成25年4月1日でございます。説明は以上でございま

す。

委員長(岩本明央君) それでは先程説明がありましたが、議案第15号の美祢市 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着 型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を 定める条例の制定について、この14号、15号一緒に説明がありました。この二 つについて質疑はございませんか。はい、秋枝委員。

委員(秋枝秀稔君) お尋ねいたします。この14号、15号につきましては、こういう場合は国・県どちらかが準則を出してくると思うんですけど、その準則に基づいて、だいたいそれを基盤に作られたということで理解でよろしゅうございますか。それから災害の関係だけ上乗せされたということで、そういうことで理解でよろしいですね。(発言する者あり)

委員長(岩本明央君) そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それではこの二つの議案についてご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第14号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてと議案第15号美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、この2件について採決を行います。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第14号、15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡藤生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長(岡藤克昌君) 議案第16号は、議案の16-1、16-2ページで、参考資料は13ページ、14ページでございます。

美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。この 改正は、第二次地方主権一括法により改正されました廃棄物の規定に基づき、市が 設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定めるものでありま す。なお、これは施行は平成25年4月1日とします。以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第16号美祢市廃棄物の処理及び 清掃に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に ついてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木社会教育課 長。

教育委員会事務局社会教育課長(佐々木彰宣君) それでは議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

それでは議案書の22ページの1、とともに参考資料の24ページをお開き下さい。議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本議案は本年度策定しました使用料手数料見直しに関する基本方針に基づき見直 しを行うものでありますが、使用料と手数料の改定につきましては、美祢市集中改 革プランに基づき、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適 正化、定期的な見直しの実施の四つの基本的考えのもと、今年度使用料・手数料見 直しに関する基本方針を策定したところであります。この方針に基づく使用料と手 数料の改定について、美祢市行政改革推進委員会に諮問を行い、以降4回の審議を 経て答申がなされたことから、このたび美祢市美東センターの設置及び管理に関す る条例の一部を次のように改正するものであります。

参考資料 2 4ページ新旧対照表をご覧下さい。別表、第 8 条関係、美祢市美東センター施設使用料におきまして、午前・午後・夜間の料金区分を廃止し、全日・全曜日を通して平均した 1 時間当たりの単価を基準に料金設定をしたものであります。改正後の区分、使用料につきましては、改正案の別表のとおりとなります。

また、備考つきましては、1.使用時間が1時間未満のとき、または使用時間に 1時間未満の端数があるときは、その時間を1時間として計算する。

- 2.主たる使用者が市民以外の者の場合の使用料は、この表に定める使用料の 1.5倍に相当する額、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て た額とする。
- 3 , 営利、営業等を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 2 倍の額とする。と改正するものであります。

なお、参考資料25ページ、この条例は平成25年4月1日から施行し、経過措置を設けるものであります。以上で説明を終わります。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 今回この美祢市の美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第22号でありますけれども、この議案第22号から議案の第46号までは各公共施設の使用におけるこの手数料の一部改正ということがほとんど内容的なものになっております。その使用料が今まででは午前中・午後で区割りで使用料金であったのが、今説明がありましたように四つの基本的な理念に基づいて、より具体的にこの使用料金を1時間につき、例えばここ美東センターであれば大ホール200円いう形で明確になっております。

要するに今回手数料におけるこのより一層区分・区割りが1時間単位で明確になってきたというのは、これは全国的な動きとしての国の法律に基づいて改定されて来たと思っておりますので、その上位部の法律はどういう法律であったかということがお聞きしたいということと、あともう一点はこの手数料が1時間単位になったということで、この市民に対して皆さんにどういった恩恵があるかどうか、この二点についてお尋ねいたします。

委員長(岩本明央君) はい、佐々木社会教育課長。

教育委員会事務局社会教育課長(佐々木彰宣君) この度の使用料、手数料の見直 しにつきましては、地方自治法第228条に基づきまして、条例が定められなけれ ばならないということになっております。それで地方自治法の228条に基づきま して、特定のもののために行う役務の提供に対しては、事務に要する経費の全部ま たは一部を費用または報酬として徴するということでなっておりますので、地方自 治法に基づいて改正をしたものでございます。以上でございます。

委員長(岩本明央君) もう一点。

教育委員会事務局社会教育課長(佐々木彰宣君) 失礼しました。もう一点の1時間あたりの見直しにかかりまして、市民の恩恵ということでございますが、1時間あたりの改正をいたしましたところね使用料につきましてはこれまでの使用料に対して、比較いたしまして、安い利用料で利用できるということでございます。

委員長(岩本明央君) はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 今までであれば、午前中がいくらね午後がいくらいう形で結構1時間とか2時間しか使わないのに、結構使用料としては高いお金で払っていたと思います。今回は1時間につき今回美東センターは200円ということで、そういった面においては非常に利便性がいいと言いますかね、そういったことをしっかりと行政としても条例の一部改正ということで、これも私は市民に対する行政サービスの一つであると思っておりますので、代わりに答弁させて頂きました。

委員長(岩本明央君) その他、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第22号美祢市美東センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のと おり可決されました。

ここで10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時40分再開

委員長(岩本明央君) 休憩前に続き会議を再開いたします。岡藤生活環境課長。 市民福祉部生活環境課長(岡藤克昌君) 議案第16号美祢市廃棄物の処理及び清 掃に関する条例の一部改正についてでございますが、先程、公布を25年4月1日 と申しましたが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) 休憩前に萬代委員からご質問がありました疾病の状況についてご説明申し上げます。

現在こちらの数値、年間を通したものではございませんが、24年の8月分のレセプト等を点検いたしまして、その中で疾病件数の多いものをピックアップしたものをご説明いたします。

まず一番多かったのが循環器系の疾患のうちにあります高血圧症、こちらのほうが一番多くなります。次に二番目につきましては、内分泌、栄養及び代謝疾病、疾患というものですね、こちらにつきまして高脂血症が二番目となります。そして同じく内分泌の中にあります糖尿病が三番目というふうに高い順番になっております。

ちなみに美祢市の病気の傾向でございますが、一般的に受診者が多く、かつ平均 単価が高いとしております高血圧、脳疾患等の循環器系の疾患が入院・外来ともに 多いふうに上げられております。

その受診率は入院が県内で1位、外来については県内で3位というような受診率になっております。またほかに新生物質、胃がん、肺がん、大腸がんなどにおける 入院の率も高いものとなっております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、井上健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) 質問のがん検診の受診率等についてお答えをいたします。

まずちょっと県との関係ございますので、22年度で申し上げたいと思います。 胃がん検診ですが、美祢市の受診率は16.1%、県の受診率が7.9%でござい ます。それから大腸がん検診ですが、美祢市の受診率が20.7%、県の平均が1 2.3、肺がん検診は美祢市が30.9、県平均が10.8、子宮がん検診は美祢市の平均が19.9、県の平均が22.8、それから乳がん検診が美祢市が24.1、県の受診率が19.7となっております。

以上五つの主な検診についてお答えいたしましたが、子宮がん検診を除いては県 平均を上回っている状況です。ただ目標としてはやはり30%というのを一つの計 画の中で持っておりますので、更に上げる努力ということはして行く必要があると いうふうに考えております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、委員さんよろしいですか。(発言する者あり) 市民福祉部健康増進課長(井上孝志君) がん検診のPRです。すいません。一応 毎年基本検診に合わせまして、がん検診のだいたい2月に皆さん方に区長さんを通じまして、各戸お送りをいたして、まず検診の勧奨をいたします。

だいたい3月末で受診の申し込みをして頂いて、それに基づいて発送して行いますが、今年度特にがん検診につきましては、9月にこれまで受診されてない方、特に無料クーポンを今年から昨年までは乳がんと子宮がんだけだったんですが、今年度から大腸がん検診についても無料クーポン、5年ごとの無料クーポンをお配りしておりますので、その対象者の方に再度受けられてない方をピックアップして、受診の勧告と、なぜ受診されてないか、というアンケートを一緒に併せて行いました。

今のアンケートを集計しておりますので、出来ましたらまた機会でなぜ受けられないのかというのを整理いたしまして、ご報告できればなと思ってるところでございます。

なお、国保におきましても9月から10月にかけて再度健康診査の受診を呼びかけて、合わせまして勧奨してるところでございます。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、萬代委員。

委員(萬代泰生君) ありがとうございました。市民の皆さんがですね、どういう病名が美祢市内ですごく高いとか、それからがん検診についてはどの状態にあるのかと言うふうなことを今後も引き続きやはりPRをしていって、やはり早期にやはり病名を発見して早期治療ということが、やはり医療費の軽減に繋がることだと思ってますので、このがん検診の受診率を毎年毎年上げていかれるようにやはり努力をして頂きたいというふうに思ってます。それが強いては医療費の軽減に繋がって

来ることと思いますので、特にそういった市内の市民の方々がどういう病気が流行ってるか十分に認識して頂くための、やはリPR方法を考えて欲しいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

委員長(岩本明央君) 要望でいいですね。それではですね、休憩前までに議案第22号までが済みました。これから議案第23号から議案第46号までは使用料条例に関することですので、一括して審議したいと思いますが、委員さん方よろしいでしょうか。

# 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは議案第23号から議案第46号までを一括審議したいと思います。説明を求めます。はい、村田市長。

市長(村田弘司君) 一括審議をして頂くということに委員会のほうで決定をされましたので、執行部といたしましては、全議案を総括、総括的に担当しております総合政策部の篠田次長より一括して説明をいたさせたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長(岩本明央君) はい、篠田行政改革推進室長。

総合政策部行政改革推進室長(篠田洋司君) それでは使用料の条例改正につきましてご説明させて頂きたいと思います。

先程、佐々木課長のほうから四つの基本的考えというのを説明したかと思います。そもそもこの使用料の改定につきましては、市全体で見直しを図っております。この四つの基本的な考えもそもそもの大前提は使用料手数料の設定については、利用するものと利用しないものとの均衡を考慮しながら行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平性を確保するということが大前提でございます。

従って、受益と負担の公平性の確保、算定方法の明確化、減免規定の適正化、定期的な見直しの実施、合わせまして、行政といたしましては、これら算定方法の明確化、減免規定の適正化等につきましては、今後行政といたしまして、法律的な施設の管理運営や事務の効率化等をコスト削減の努力を今後とも続けて行くということが大前提でございます。

従って、市全体でこれら条例改正に伴う影響額でございます。約250万の減、 市の歳入が250万円減るということでございます。

これらが今回上程いたしております使用料手数料条例の一部改正についての概要

でございます。個々については新旧対照表をご覧頂ければと思います。説明は以上 でございます。

委員長(岩本明央君) 今一括した説明がございました。全体のこれ今申し上げま した議案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 今、基本的な説明が再度ありました。先程はこの条例の改正については、地方自治法の228条、この上位部できちっと定められておるということでありまして、そして問題はこの各条例、ここまで使用料を要するに区分から1時間単位にやってきた、これは全国各地なんか、美祢市が優先してこれを取り組みをして、行政サービスをより一層促進されたのかどうか、この辺についてお答え願いたいと思います。

委員長(岩本明央君) はい、村田市長。

市長(村田弘司君) 岡山委員のご質問でございますけれども、先程担当課長のほうから申し上げた地方自治法228条と申しますのは、それぞれの公の施設の使用料について、条例をちゃんと定めることということの規定がされてる法律ということで、これに基づいて各全国の自治体は、それぞれ条例を定めて公の施設の使用料を決定をしておるところです。

うちの市においてはご承知のように平成22年に行政改革推進大綱、行政改革の 大綱を作りました。ここに持っておりますけど美祢市行政改革大綱です。それに基 づきまして集中改革プランを今実施をしておるところであります。

これはですね、今、今回議案のほうに出しておりますのは、使用料ですね、公の施設の使用料だけでありますけれども、実は職員の数を減らすとか、それから民間活力を導入していこうとか、それから自主財源をどういうふうに確保するかとかですね。そして、受益の負担の適正化、これが今これに当たることですけれども、さまざまなことを集中的に改革をしておるということ。

これはひいて言えば、実は他市に先駆けて、全国でもこれほどの集中力を持って 行政改革を進めておるところは少ないだろうというふうに自負をしております。そ の一環として今回も1時間単位でそれぞれの市内の公の施設の使用料を決定をし て、それを今回議会のほうにおかけをして、議決を頂戴できればそれを施行してい こうという目論見でございます。

ですからこのことがきちっと市民の方にご理解を頂いて実行できるようであれ

ば、おそらく他市の模範になる例になるだろうというふうに理解をいたしております。以上です。

委員長(岩本明央君) はい、内藤体育振興課長。

教育委員会事務局体育振興課長(内藤賢治君) 1点ほど補足説明をさせて頂きたいと思います。議案第33号、議案書の33-1ページ、参考資料の55ページになります。

これにつきましては、使用料手数料の見直しのほかに、美祢市立田代小学校の廃止に伴い、新たに田代小学校の体育館と運動場を体育施設に編入し、また赤郷、大田、鳳鳴、真長田の各運動場を多目的広場に名称を変更するものでございます。以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対する全体のご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、お手元の議案第23号からずっと1件ごとに採 決をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第23号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の 一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に議案第24号美祢市綾木ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一 部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のと おり可決されました。

次に議案第25号美祢市綾木ふるさと体験工房の設置及び管理に関する条例の一 部改正についてを採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のと おり可決されました。

次に議案第26号美祢市真長田定住センターの設置及び管理に関する条例の一部 改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のと おり可決されました。

次に議案第27号美祢市立学校施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に議案第28号美祢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に議案第29号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のと おり可決されました。

次に議案第30号美祢来福センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のと おり可決されました。

次に議案第31号美祢市上野コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に議案第32号美祢市河原コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に議案第33号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、先程補足説明がありましたが、本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に議案第34号美祢スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正 についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第34号は原案のと おり可決されました。

次に議案第35号美祢市長登銅山文化交流館の設置及び管理に関する条例の一部 改正についてを採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に議案第36号美祢市保育所施設使用条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第36号は原案のと おり可決されました。

次に議案第37号美祢市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に議案第38号美祢市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に議案第39号美祢市高齢者福祉施設「カルストの湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のと おり可決されました。

次に議案第40号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のと おり可決されました。

次に議案第41号美祢市農村婦人の家の設置及び管理に関する条例の一部改正に ついてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第41号は原案のと おり可決されました。

次に議案第42号美祢産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正 についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に議案第43号美祢農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部 改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に議案第44号美祢市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第44号は原案のと おり可決されました。

次に議案第45号美祢市都市公園条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第45号は原案のと おり可決されました。

次に議案第46号美祢市秋芳消防センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のと おり可決されました。

次に議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議案といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) それでは議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。補正予算書の3-1ページをお開き下さい。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,738万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,196万7,000円とするものでございます。

最初に歳出についてご説明いたします。3 - 12、3 - 13ページをお開き下さい。

それでは歳出について説明いたします。 1 款総務費・1 項総務管理費・1 目一般 管理費の人件費につきましては、説明を省略させていただきます。

次に3項運営協議会費・1目運営協議会費、1節報酬、運営協議会委員報酬11 万円の増額補正でございます。12人の委員で構成しております国民健康保険運営協議会は例年、年1回の開催として予算計上しております。本年度におきましては国民健康保険税の改定についての協議会を10月に1回行っております。さらに本年度に必要に応じまして、1回若しくは2回の開催を予定していることから増額補正をするものでございます。

次に、2款保険給付費・1項療養諸費・1目一般被保険者療養給付費、19節 負担金、補助及び交付金、療養給付費1億4,055万5,000円の増額補正 でございます。これは一般被保険者の医療費の増加に対応するためのもので、当 初月平均 1 億 6 , 5 1 5 万 4 , 0 0 0 円とみておりました療養給付費の月平均額が 1 億 7 , 6 8 6 万 7 , 0 0 0 円となる見込みによるものでございます。

次に、2目退職被保険者等療養給付費、19節負担金、補助及び交付金、療養給付費4,314万5,000円の増額補正でございます。これは退職被保険者の医療費の増加に対応するもので、当初月平均1,389万6,000円とみておりました療養給付費の月平均が1,749万1,000円となる見込みによるものでございます。

続きまして、3目一般被保険者療養費、19節負担金、補助及び交付金、療養費384万1,000円の増額補正でございます。これは、不慮の事故や旅先での急病により、保険証を持たずに診療を受けたとき、また、治療用装具購入など、一旦自己負担をいただきまして、のちに治療費を後日申請により一部負担金を除いた金額を療養費として支給するもので、当初月平均86万2,000円とみなしておりましたが、療養費の月平均が118万2,000円となる見込みによるものでございます。

次のページをお開き下さい。続きまして、4目退職被保険者等療養費、19節負担金補助及び交付金、療養費72万2,000円の増額補正でございます。当初月平均9万4,000円とみておりました療養費の月平均が15万4,000円となる見込みによるものでございます。

次に、5目審査支払手数料、12節役務費、手数料44万4,000円の増額補正でございます。当初月平均59万9,000円とみておりました山口県国民健康保険団体連合会に支払いいたしますレセプトの審査支払及び電算処理手数料の月平均が63万6,000円となる見込みによるもので、審査件数等の増加によるものでございます。

次に、2項高額療養費・1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金、高額療養費4,303万9,000円の増額補正でございます。当初月平均2,053万9,000円とみなしておりました高額療養費の伸びにより、月平均が2,412万6,000円となる見込みによるものでございます。

次に、2目退職被保険者等高額療養費、19節負担金、補助及び交付金といたしまして、高額療養費911万3,000円の増額補正でございます。当初月平均205万7,000円とみなしておりました高額療養費の伸びにより、月平均が28

1万7,000円となる見込みによるものでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等・1項後期高齢者支援金等・1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金として、支払基金負担金17万円の増額補正でございます。これは、後期高齢者医療制度への支援のため、社会保険診療報酬支払基金に支払うためのもので、同基金よりの通知により補正するものでございます。

次のページをお開き下さい。続きまして、7款共同事業拠出金・1項共同事業拠出金・1目高額医療費共同事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金といたしまして、高額医療費共同事業拠出金474万2,000円の増額補正でございます。これは、高額な医療費の発生による国保財政に与える影響を緩和するため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象といたしまして、国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業でございます。各保険者からの拠出金と国・県の負担金を財源といたしまして共同事業を行っております。国民健康保険団体連合会よりの通知によりこの拠出金を増額補正するものでございます。

続きまして、2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金といたしまして、保険財政共同安定化事業拠出金1,332万5,000円の減額補正でございます。これは、レセプト1件当たり30万円を超え80万以下の医療費を対象として国民健康保険団体連合会が事業主体として行う再保険事業で、各保険者からの負担金を財源として共同事業を行っております。これも国民健康保険団体連合会よりの通知によりこの拠出金を減額補正するものでございます。

続きまして、8款保健事業費・1目特定健康診査等事業費、13節委託料といたしまして、健康診査委託料177万1,000円の増額補正でございます。これは内臓脂肪型肥満、一般的にメタボリックシンドロームと言われておりますが、これに着目し、その要因となっております生活習慣の改善により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備軍を減少させることを目的として行う事業で、40歳から74歳までの被保険者を対象に特定健康診査や特定保健指導など行っております。この健康診査、保健指導受診者の増加見込みにより増額補正をするものでございます。

続きまして、10款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・3目償還金、23節 償還金、利子及び割引料といたしまして、過年度国県補助金等精算返還金2,39 5万9,000円の増額補正でございます。主なものとしまして、平成23年度国 民健康保険療養給付費等負担金及び平成23年度特定健康診査、保健指導事業費等 の確定に伴う精算金で、国及び県への償還金でございます。

次のページをお開き下さい。続きまして、11款予備費でございます。今後の医療費の増加に備えまして、103万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。3 - 8 、3 - 9 ページをお開き下さい。

それでは、3款国庫支出金・1項国庫負担金・1目療養給付費等負担金、1節現年度分6,039万2,000円の増額補正でございます。これは、歳出でご説明いたしました一般被保険者の療養給付費等の増額に対する国よりの負担金でございます。主なものといたしまして、一般療養給付費分といたしまして5,026万8,000円、一般高額療養費分といたしまして、942万1,000円などでございます。

次に、2目高額医療費共同事業負担金、1節高額医療費共同事業負担金118万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の増額に対する国よりの負担金でございます。

次に、2項国庫補助金・1目財政調整交付金、1節普通調整交付金1,698万5,000円の増額補正でございます。これは、歳出でご説明いたしました一般療養給付費、一般療養費、一般高額療養費及び後期高齢者支援金の増額に対する国よりの交付金でございます。

続きまして、4款療養給付費等交付金・1項療養給付費等交付金・1目療養給付費等交付金、1節現年度分5,298万円の増額補正でございます。これは、歳出でご説明いたしました退職療養給付費、退職療養費、退職高額療養費の増額に対応するものです。次に過年分1,846万5,000円の増額補正でございます。これは、平成23年度療養給付費等交付金の精算によるものでございます。現年度分・過年度分いずれも社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。

続きまして、6款県支出金・1項県負担金・1目高額医療費共同事業負担金、1 節高額医療費共同事業負担金118万5,000円の増額補正でございます。これ は、歳出でご説明いたしました高額医療費共同事業拠出金の増額に対する県よりの 負担金でございます。

次のページをお開き下さい。続きまして、2項県補助金・1目財政調整交付金、

1節普通調整交付金1,698万5,000円の増額補正でございます。これは、 歳出でご説明いたしました一般療養給付費、一般療養費、一般高額療養費及び後期 高齢者支援金の増額に対する県よりの交付金でございます。

9 款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金1,203万7,000 円の増額補正でございます。内訳といたしまして、3節職員給与費等繰入金194 万円の減額補正は人件費相当額の減額でございます。

5 節財政安定化支援事業繰入金1,027万4,000円の増額補正は、保険者の責めに帰すことができない事情、例えば、被保険者のうち低所得者や高齢者が多いなどの理由に着目いたしまして、国保財政が受ける影響を勘案して算出した金額を一般会計から繰り出すもので、事業費の確定によるものでございます。

6節その他一般会計繰入金、基準超過費用繰入金370万3,000円は一般会計でご説明いたしましたこの基準超過費用繰入金は、平成22年度厚生労働大臣より高医療費市の指定を受け医療費の適正化等運営の安定化に取り組みましたが、医療費の水準が一定の基準を超えたため、一般会計から国保特別会計へ繰り入れるものでございます。なお、この繰出金は国・県・市がそれぞれ3分の1を共同負担することになります。

続きまして、10款繰越金・1項繰越金・1目その他繰越金、1節前年度繰越金でございます。平成23年度決算の結果7,717万円を増額補正し、充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりましたが、先程議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議案と申し上げました。議題でございます。大変失礼いたしました。訂正をいたします。本案に対する質疑はございませんか。はい、萬代委員。

委員(萬代泰生君) これを見ますと増額補正ばっかりで、この先がちょっと怖くなるような気がせんでもないんですが、ちょっとお尋ねしたいのは、やはり国民健康保険の事業そのものだけを考えると、なかなか取り組みが難しいと思うんです。やはり市全体として、保険、福祉、医療この一体化した何か会合なり,何かしておられますか。

委員長(岩本明央君) はい、福田市民福祉部長。

市民福祉部長(福田和司君) 萬代委員の質問にお答えいたします。委員の申され

ますように高齢化が進みまして、医療費が高く、税のほうが県内で一番低いという 状況から今回の改定になったと、他市並みに合わせて行ったということですが、今 後もやはり高齢化率が上がっていく中で、どうしても医療費が上がってくる状況は 避けられない状況にあるというのは認識をしております。

そういった中で特定検診につきましては、一昨年度から昨年度にかけて特定検診 の検診率等も他市以上に先程も担当の課長ががん検診の説明しましたが、受診率が 上がっております。そういった努力も各担当のほうで行っているという状況です。

やはり言われるように国保会計のみならず、福祉全般の横の連携を踏まえた中で施策は実施しております。しかしながら、言われるように市民への周知が、なかなか参加者も含めて周知が行き届いてないのかなというのが率直な感想を持っておりますので、ここらあたりをやはり積極的に市民の皆さんに参加頂けるような体系づくりを、部内で検討を現在しております。まだ具体的に話せる状況ではございませんが、そういった状況にあるということだけをちょっと回答させて頂きます。以上です。

委員長(岩本明央君) はい、萬代委員。

委員(萬代泰生君) やはり単独の課でものを考えると、どうしても狭い範囲になってしまいますので、やはり保険と福祉と医療というこの三者が合同会議を常に設置されて、美祢市の状態がどうなってるかということを三課が認識を持って貰って、じゃあどうしたらいいのか、じゃあ何をしたらいいのか、どうしたら皆さんに理解して貰えるのか、いうふうなことをやはり検討する場所を設けられて、一体化した取り組みを実施してもらいたいというふうな気がします。今後のそういった方面で検討して頂きたいというふうに思ってます。今回は国保税を引き上げるという丁度いい機会と思うので、もう一度執行体制の整備も合わせてご検討頂きたいということをお願いしたいと思います。以上です。

委員長(岩本明央君) はい、福田市民福祉部長。

市民福祉部長(福田和司君) 重複回答になりますが、毎月部内でそういったことも含めまして、検討会は行っております。言われるような貴重な意見を参考に、今後も積極的にその辺を検討して具体化していきたいと思います。以上です。

委員長(岩本明央君) そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第3号平成24年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第2号)を議題 といたします。執行部より説明を求めます。大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) それでは別冊の補正予算書4 - 1ページからでございます。

第1条この補正は、人事異動等に伴う人件費の調整として、102万1,000円を補正するものであります。内訳といたしましては4-6ページをお開きください。観光総務費を9万5,000円、観光振興費92万6,000円、合わせて102万1,000円を増額します。そして、この調整として、予備費を同額の102万1,000円減額するものであります。よって、全体の歳入歳出予算の総額に変更はございません。なお、個々の内容につきましては、人事異動によるものですから、説明は省略させて頂きます。

次に、第2条債務負担行為の追加でございます。補正予算書4 - 4ページになります。美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村について、平成25年度から3年間の指定管理料に係る債務負担行為を設定するものであります。設定金額は、3年間の支出限度額を1億9,200万円としております。この限度額につきましては、今年度策定されました指定管理に関する指針に基づいて、秋吉台リフレッシュパークと秋吉台家族旅行村を別々に収入と支出を計算し、その差額を指定管理料としております。両施設の単年度の指定管理料を6,400万円と見込んでおります。その3年分といたしまして、上限額を1億9,200万円と設定しております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第4号平成24年度美祢市観光事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号平成24年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を 議題といたします。執行部より説明を求めます。白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長(白井栄次君) それでは続きまして、議案第5号平成2 4年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げます。補正予算書の5-1ページをお開き願います。

このたびの補正は、人事異動等に伴う人件費の調整と平成23年度における事業の精算の結果、超過交付となりました国庫支出金等の返還に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,872万1,000円とするものでございます。

まず歳出についてのご説明を申し上げたいと思います。 5 - 10、11をお開き 願います。

この部分で人件費に係る部分につきましては、説明を省略させて頂きたいと思いますので、一番下の第5款諸支出金・第1項償還金及び還付加算金・第2目償還金についてご説明申し上げます。償還金、利子及び割引料として、1億4,615万6,000円を追加補正いたしてございます。これは、右の説明欄に001国庫支出金等精算償還金とございます。

まず過年度国県補助金等精算返還金1億4,562万4,000円につきまして は、平成23年度の介護保険事業精算の結果、超過交付となりました分を国や県に 返還するものでございます。

次に、5‐12、13ページをお開き願います。続きまして、介護従事者処遇改

善臨時特例基金返還金53万2,000円についてでございます。介護従事者処遇改善臨時特例基金につきましては、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等に鑑み、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、平成21年4月の基金条例の施行に基づき設置されたものでございます。この基金条例におきまして、平成24年3月31日限り、その効力を失うこと、また、基金に残高があるときは、当該基金の残高を予算に計上し、国庫に納付するものという規定がなされております。今回はこの規定に基づきまして予算に計上し、国庫に納付をいたそうとするものでございます。

返還する金額につきましては、交付を受けた 1 , 9 0 8 万 2 , 0 0 0 円余りのうち、介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための経費等に使用した残高と利息を含めました 5 3 万 2 , 0 0 0 円が対象となります。歳出につきましては、以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。 5 - 8 、 9 のページをお開き願いたいと思います。

まず第8款繰入金・第1項一般会計繰入金・第3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)と同じく第4目その他一般会計繰入金につきましては、それぞれ人件費に係るものでございまして、合計321万2,000円の減となっております。

次の第2項基金繰入金・第1目介護給付費準備基金繰入金におきまして、4,764万1,000円、その下の第9款繰越金・第1項繰越金・第1目繰越金におきまして、9,851万5,000円、それぞれ増額補正を行っておるところでございますが、これは、先程歳出でご説明申し上げました、過年度国県補助金等精算返還金の財源といたすものでございます。説明については以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第5号平成24年度美祢市介護保 険事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長(杉原功一君) それでは議案第6号平成24年度美祢市後期 高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。補正予算 書6-1ページをお開き下さい。今回の補正は、歳入歳出それぞれ145万6,0 00円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,750万5,000円と するものでございます

最初に歳出についてご説明いたします。6-10、6-11ページをお開き下さい。2款後期高齢者医療広域連合納付金・1項後期高齢者医療広域連合納付金・1 目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金後期高齢者医療保険料70万1,000円の増額補正でございます。これは、平成23年度後期高齢者医療保険料の精算金でございます。

続きまして、3款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・1目保険料還付金、節償還金、利子及び割引料として、75万5,000円の増額補正でございます。これは、平成23年度以前の死亡、転出などの被保険者の資格異動及び保険料変更等に伴う過誤納還付金でございます。

次に歳入についてご説明いたします。前のページをお開き下さい。4款繰越金、1項繰越金・1目繰越金、節前年度繰越金145万6,000円増額補正でございます。これは平成23年度決算の結果145万6,000円を増額補正するもので、先程説明いたしました歳出に充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第6号平成24年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第50号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてを 議題といたします。執行部より説明を求めます。大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 議案第50号は、美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてであります。議案書では、50-1ページ、参考資料は、95から97ページをお開き下さい。

現在、美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者には桂木山麓緑地自然公園組合を指定しておりますが、平成25年3月31日をもって満了となります。

次期指定管理者を指定するにあたり、近年の利用状況をみますと、利用がゴールデンウィークと夏休みの期間中に限られております。また利用者数も減少しており、平成23年度の有料利用者数は129人であります。その内キャンプ場については、利用が全くありませんでした。これは、指定管理者制度に関する指針において、公の施設の必要性の検証と見直し、要するに施設の廃止や譲渡等を含めた検討に該当するというふうに思われます。そういったことから、指定期間を1年間に短縮し、その1年の間に管理運営のあり方について検証して参りたいと思います。

つきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、桂木山麓緑地自然公園組合を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。以上です。 委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第50号美祢市桂木山麓緑地自然 公園村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第50号は原案のと おり可決されました。

次に議案第51号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村 の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。大 野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 議案第51号は、美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてであります。

議案書では、51-1ページから、参考資料は、98ページから101ページで ございます。

今年度、新たに美祢市指定管理者制度に関する指針が策定され、この指針に基づいて、両施設を一括して管理する指定管理者を公募したところ、4団体から申請がありました。

この申請に基づいて、指定管理者候補者選定審査会において審査した結果、特定 非営利活動法人やまぐち里山ネットワークが候補者に決まりました。

つきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものです。以上でございます。

委員長(岩本明央君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

委員(岡山 隆君) まず最初に、この美祢市の秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてでありますけれども、まず対象施設は秋吉台リフレッシュパークと、もう一つは秋吉台家族旅行村となっております。

今回の指定管理者となる団体名は特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワーク に決定したわけでありますけれども、まず決定した主な選定経緯と背景、これについて先ず第一点ご説明願いたいということと、二点目としてこの団体については一 応参考資料があって、それなりにはわかりますけれども、市民の皆さんにはわから

ないとこもありますので、概要を説明して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

委員長(岩本明央君) はい、篠田行政改革推進室長。

総合政策部行政改革推進室長(篠田洋司君) 美祢市指定管理者候補者選定審査会要綱第9条には、美祢市の公の施設のうち大規模収益施設12施設ついては、行政改革推進室において審査会に係る庶務を処理する旨、定められておりますので、従って審査会に関する事項でございますので、私のほうでお答えさせて頂きたいと思います。

先ず選定と経緯ということでございます。先ず選定に至っては、候補者選定審査会の委員を選任する必要があります。これにつきましては、美祢市指定管理者候補者選定審査会要綱に基づきまして、行政機関の職員2名と学識経験者4名で構成し、審査にあたって頂いております。関係行政機関の職員は市の総務部長と市総合政策部長、学識経験者は弁護士、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士により構成しております。

審査会において、先ず第1回の指定管理者候補者選定審査会を9月7日に開催しております。これにつきましては、選定方法と指定管理料の設定と審査に係るそれと配点、審査にかかる事項について決定しております。

その後審査会については申請書の提出期限を10月22日としていますことから、この申請書類が提出された時点で10月23日と24日に申請書を各委員へ配布し、事前審査にあたって頂いております。

その後、その申請書一式を持って10月31日に第2回指定管理者候補者選定審 査会を開催しております。1.事業者プレゼンテーション20分以内、質疑・応答 20分以内と定め、指定管理者候補者案の決定をしたとこでございます。

その後その決定を受けて、審査会の結果の報告を市長のほうにしております。審 査会についての経緯とこれまでの背景等については以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 続きまして、特定非営利活動法人やまぐ ち里山ネットワークの概要についてご説明させていただきます。

参考資料の98ページをお開き下さい。この所在地は美祢市大嶺町奥分3073 番地2であります。設立年月日が平成24年3月9日となっております。代表者は 理事長園田秀則となっております。

続きまして、資本金につきましてはNPO法人ですので資本金はございません。 決算期は3月31日、売上等も平成23年度の実績はございませんので、ありませ ん。社員数に関しましては13名、主な取引金融機関といたしましては、ゆうちょ 銀行、事業内容といたしましては、里山再生事業、里山文化創造事業、まちづくり 推進事業、森林環境教育事業、森林ボランティア活動推進事業、里山を活用した生 涯学習の推進、その他のほかの事業でございます。経営方針につきましては、里山 と人とが新たな共生環境を築き、里山の環境保全と活用を図るとともに、県民に対 し幅広い学習の場や機会を提供するために、森林ボランティア活動促進事業、森林 環境教育事業と県民の里山活動の仕組みやプログラム開発等の調査研究及び啓発に 関する事業等を行い、もって社会全体で森林を支える人づくりと仕組みを形成し、 現在荒廃の危機に直面している里山を明るく入りやすい里山に再生することを目的 としております。沿革につきましては、平成14年3月に特定非営利活動法人やま ぐち里山ネットワークを設立しておりますが、状況の変化等から平成23年6月に 解散。平成24年3月に新たに県下の森林ボランティアグループのまとめ役とし て、特定非営利活動法人やまぐち里山ネットワークを設立し、現在に至っておりま す。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、説明が終わりました。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) 指定管理については、平成25年4月1日から平成28年3月31日、3年間ということになって、これについては指定管理料は3年間でなんぼというのを(発言する者あり)それでですね、この事業計画の概要の中で25、26、27ということで、利用者数が増加傾向で計画としては書いておりますけれども、なかなかこの通りになっていくということは非常にいいんですけれども、ここまで増加していく新たな計画とか、何か斬新的なアイディアとか、何かそういったものはあるんでしょうか。あくまでも計画だからそこまでない、あくまでも目標ということでいいんですか。

委員長(岩本明央君) はい、篠田行政改革推進室長。

総合政策部行政改革推進室長(篠田洋司君) 只今のご質問でございます。利用者の増加見込みでございますが、その根拠でございます。これは事業計画書によるものです。やまぐち里山ネットワークにつきましては、県内外に広がるネットワー

ク、各種の実施事業を実施することにより、利用者の増加を見込まれる提案をされております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) よろしいですか。はい、徳並委員。

委員(徳並伍朗君) ちょっと質問をいたしますが、秋吉台のリフレッシュパーク のところにはレストランがあるわけでありますが、あれをそのまま今クローズして おりますけど、そのままなのかどうかというような計画もこれではわかりません。

それから秋吉台の家族村、旅行村ですが、非常にこの件につきましては以前から 執行部の方々あるいは中高年の福祉事業団の方も非常に苦労されたというふうに思 っておるわけでありますね。例えば消費税の問題もありました。職員のボーナスの 問題、それから知らなかったでしょうが口約束の問題、雇用の関係の、そういう問 題も今まであったわけであります。

あそこの家族旅行村のテニスコートだとか、ある高校が使って合宿しようと思ったら、波打って全然テニスの練習ができなかったとか、あるいはテントもぼろぼろになってるというような、そういう全てのことをクリアをして、おそらく契約をされたのではないかなというふうに思っておりますが、そういう話は全く今の説明では聞いてないわけでありますから、そういう問題もちゃんとしておかないと、逆に今受けられた団体名の住所は美祢市の大嶺町であります。ですから秋芳町のその辺のことよくわかりにくい点もあったんではなかろうかな、あるいはわからんなりにということで契約をしたらまた問題が起きるというふうになりますので、その点の確認と言いますか、そういうものができてるかどうかというのをお聞きをしたいと思います。

委員長(岩本明央君) はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 徳並委員のご質問にお答えいたします。 まず最初の郷土料理館の施設についてであります。ご存知の通り現在は閉鎖しております。新しい指定管理者において今後それをどうするかと言いますと、主な目的は地域の食材を活用した料理等を提供することを目的とした場所であります。だから今後指定管理者が決まりましたら指定管理者さんのほうで、先ず地域とこういった食材の供給等どうしたら美祢市としていいのかそういったものを検討して貰って、経営者を募集するなり、自分たちで経営するなり、その辺からまず入って頂こうというふうに募集要項では説明しております。 それとあと言われました特に家族旅行村の老朽化した施設、特にテニスコート等が2面使えないとか、そういったこともあります。すぐにそういった老朽化した施設を市として改修できればいいのですけど、今ご存知の通り財政再建中でありますので、そうした資金を捻出するのも大変な時期であります。だから取りあえず今回の募集する段階につきましては、現地に足を運んでいただいて、今の現状施設を見て頂くようにしております。その施設を見て頂いて、今後どういうふうにしたらいいか、ご質問等をして頂きながら、この計画を作って頂いております。現状の認識等は十分にしていただいておるというふうにこちらとしては認識しております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) はい、徳並委員。

委員(徳並伍朗君) 草を刈ったり何かをする職員さんとの関係、雇用の関係、それからボーナスの関係も全部きちっとされておりますか。

委員長(岩本明央君) 大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 現状の指定管理を請け負っておられます 事業団の給与の総額、あるいはそうした期末勤勉手当等の金額につきましては、全 て情報提供しております。以上です。

委員長(岩本明央君) そのほか。はい、岡山委員。

委員(岡山 隆君) もう一点追加なんですけど、家族旅行村、ここは施設としてはキャビンとまた宿泊する施設があるわけですね。そういった中にあって夜と朝、食事がきちっと出ないとですね、なかなか泊まっても自分で手前用意するというのは大変なことであって、そういったところのものというのは私は地域の、自分で作るとこもあるんでしょうけども、それについては地域の食堂屋さん。それが今実際そこに泊まった方に対しては、朝の食事を提供してるとそういったことも聞いております。そういったところの流れをしっかりときちっと運用して頂かないと、私は今ここに書いている利用者数、さっきお話しましたけれども、そういったとこのものを増えていかないのではないか。そういったところを危惧してるわけですよね。

そういったところの流れをきちっと今後、今回の指定管理されてる方に対しては 自分が用意する場合もあるけれども、そうでないところのものについては、是非、 昼・夜食事の手配等を民間の力もいろいろ借りられまして、対応して行くことがよ り指定管理の運用がうまくなっていくんじゃないかと、それによって利用者も私は 増えてくるんじゃないかと、そのように思っておりますので、そういったところの 行政のアドバイス等しっかりと行って、今回指定管理受けたところとしっかりと推 し進めて頂きたいと思いますけれども、この点についてどうですか。

委員長(岩本明央君) はい、大野観光総務課長。

総合観光部観光総務課長(大野義昭君) 私どもといたしましても、岡山委員の言われた通りと考えております。だから新しい指定管理者の地域に先ず溶け込んで頂いて、そして地域のそういった食材、あるいはそういった地域力と言いますか、人材も活用して頂きながら、地域と一緒になって運営して頂きたいというふうに希望しておりますので、そういうふうに指導等も助言等もしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員長(岩本明央君) そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、これより議案第51号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) 全員異議なしと認めます。よって議案第51号は原案のと おり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案37件につきましての 審査を終了いたしました。その他委員さんから何かございましたらご発言をお願い いたします。はい、どうぞ。徳並委員。

委員(徳並伍朗君) きょうの最初の議案の中で、田代小学校の廃校の件が出たわけでありますが、これは市内の小学校で一番新しく、一番最後に建てて体育館もそうですが、一番良いものでございます。おそらくこの件については、地元と教育委員会ともいろいろ話をされておられるとは思いますが、今度、もちろん25年からになりましょうけれど、そのせっかく新しい施設を、古くても大切に使わなくてはいけないと思うんですが、地元の要望はどういうふうなものがあるのか、あるいは

市としてどういうふうに考えておられるのか、もし分かれば教えて頂きたいと思います。

委員長(岩本明央君) はい、山田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(山田悦子君) 徳並委員のご質問ですが、田代小学校の廃校に伴って施設の利用についてでありますが、地域の意見を尊重するという方針を持っております。それで田代地域において田代小学校の閉校に伴う跡地、施設利用検討協議会というのを10月31日に設立をされております。その場で協議をされる予定となっておりますので、その会議におもむきまして、市としての考え方なり、地域と一緒になって今後も考えて行きたいと思っております。

委員長(岩本明央君) はい、よろしいですか。そのほか委員さんからご意見なり ありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(岩本明央君) それでは、ないようですので、以上もちまして本委員会を 閉会いたします。途中とちりまして大変ご無礼いたしました。ご審査、ご協力誠に ありがとうございました。お疲れでした。

午後0時10分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月10日

教育民生建設観光委員長之本明天